

令和3年第1回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 3 年 2 月 16 日（火曜日）

議 事 日 程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期決定の件

第3 報告第1号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

第4 議案第1号 小久保川上池災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

第5 議案第2号 学習用タブレット端末及び充電保管庫の売買契約の締結について

第6 議案第3号 令和2年度四万十町一般会計補正予算（第7号）

第7 四万十町議会各常任委員会委員の選任について

第8 四万十町議会運営委員会委員の選任について

第9 四万十町都市計画審議会委員の選任について

第10 閉会中の継続調査申出書の件について

追加日程第1 議長辞職の件

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 議席の一部変更

追加日程第4 副議長辞職の件

追加日程第5 副議長の選挙

追加日程第6 同意第1号 監査委員の選任について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第10まで

追加日程第1から追加日程第6まで

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出 席 議 員（16名）

1 番 酒 井 祥 成 君

2 番 槇 野 章 君

3 番 林 健 三 君

4 番 古 谷 幹 夫 君

5 番 緒 方 正 綱 君
 7 番 吉 村 アツ子 君
 9 番 水 間 淳 一 君
 11 番 岩 井 優之介 君
 13 番 堀 本 伸 一 君
 15 番 橋 本 章 央 君

6 番 武 田 秀 義 君
 8 番 味 元 和 義 君
 10 番 中 屋 康 君
 12 番 田 邊 哲 夫 君
 14 番 村 井 眞 菜 君
 16 番 下 元 昇 君

~~~~~

欠 席 議 員 (0 名)

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	大 元 学 君	会 計 管 理 者	清 藤 泰 彦 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	熊 谷 敏 郎 君	危 機 管 理 課 長	川 上 武 史 君
企 画 課 長	山 本 康 雄 君	農 林 水 産 課 長	池 上 康 一 君
にぎわい創出課長	植 村 有 三 君	税 務 課 長	松 田 好 文 君
町 民 課 長	本 山 桂 三 君	建 設 課 長	吉 岡 範 満 君
健康福祉課長	長 森 伸 一 君	高 齢 者 支 援 課 長	三 本 明 子 君
環境水道課長	武 内 伸 介 君	教 育 課 長	山 脇 光 章 君
教 育 次 長	浜 田 章 克 君	生 涯 学 習 課 長	林 瑞 穂 君
学校教育課長	西 谷 典 生 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 田 尚 子 君
農業委員会委員	林 幸 一 君	代 表 監 査 委 員	田 邊 幹 男 君
総務課財政班長	津 野 博 君	大 正 ・ 十 和 診 療 所 事 務 長	国 澤 豪 人 君
特別養護老人ホーム事務長	川 村 裕 之 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山 本 安 弘 君	町 民 生 活 課 長	佐々木 優 子 君
-----------	-----------	-------------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町 民 生 活 課 長	細 川 理 香 君
-----------	---------	-------------	-----------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 長谷部 卓 也 君 | 次 長 | 三 宮 佳 子 君 |
|---------|-----------|-----|-----------|

書

記 友 永 龍 二 君

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（下元昇君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより令和 3 年第 1 回四万十町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、3 番林健三君及び12番田邊哲夫君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

この件につきましては、過日の 2 月12日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

1 番、議会運営委員長酒井祥成君。

○議会運営委員長（酒井祥成君） 改めましておはようございます。去る 2 月12日に議会運営委員会を開催し、会期日程につきましては本日 1 日限りと決定しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（下元昇君） 委員長の会期報告が終わりました。委員長の会期報告は本日 1 日間であります。

お諮りします。

令和 3 年第 1 回臨時会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、令和 3 年第 1 回臨時会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第 3、報告第 1 号専決処分の報告について（訴えの提起について）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第1号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、町営住宅滞納家賃等の請求の訴えを提起したものでございます。

経過といたしましては、平成31年2月から町営住宅に入居しております議案書に記載の相手方に係る滞納家賃について、再三にわたり督促状や催告書を送付し、請求してまいりましたが、納付されず、本町と交わした分割納付誓約も履行されなかったため、同様に滞納しておりました学校給食費及び水道使用料も含めまして一括支払を求める支払督促を昨年11月13日に須崎簡易裁判所へ申し立てておりました。

その後、相手方から分割での納付を求める督促異議の申立てが行われたことにより、民事訴訟法第395条の規定に基づき訴えがあったものとみなされたため、訴訟を提起することについて、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第1項及び第6項の規定により本年1月27日に専決処分したものでございます。

以上につきまして、地方自治法第180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

○議長（下元昇君） これで提出者の報告を終わります。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） ただいま町長から専決処分の報告を受けました。その点について質問をしてみたいと思うわけですが、私どもにも資料が送付されていますので、内容についてはおおむね分かるわけですが、ただ一点、普通、町営住宅等入居する条件に恐らく、滞納が生ずるケースもあろうかということで連帯保証人、必ず求める条件が入っていると思うんですね。この資料の中ではその内容が分かりませんが、本人が再々、催促、督促しても払う意思がないという形での訴えになっているわけですが、手続上、提訴までに、債務者と同様の義務を負っているわけですので、連帯保証人にこの事実について請求ないし督促した経過があるやなしや、その点についてお答えを求めたいと思います。

○議長（下元昇君） 税務課長松田好文君。

○税務課長（松田好文君） お答え申し上げます。

確かに議員おっしゃるとおり連帯保証人をつけておりました。その中で私たちは本人に、まず支払能力があるのかどうかを判断したわけですが、本人には十分支払能力があると判断しましたので、本人を相手に訴訟を起こしたということでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 担当課長から答弁いただいたわけですが、それでは連帯保証人は

形だけのものなのかどうか。私も経験があるわけですね。友人の金融機関からの借入れに際して連帯保証人になったがゆえに、同じ義務がありますので、すぐさま連帯保証人に支払を求めてられました。そのための連帯保証人であろうと思うわけですが、本人に支払能力があるといえども平成31年から払っていないわけですよ。それであれば、提訴までに債務者がこういう状況だと、連帯保証人が払うべきだということでやった上で、連帯保証人も支払う意思がない場合について提訴すべきものではないかなと。能力があったので連帯保証人には連絡をしなかったという答弁ですが、それは手続上いかなものかと。本来はそういうプロセスをたどった上で提訴するのが普通のやり方ではないかなと。

支払能力は客観的に、本人にはあるかもしれませんが、ほかにもいろいろ債務者は払えない状況にあるかもしれません。そのために連帯保証人を取って債務者と同様の義務を負わせるのは連帯保証の在り方ではないかなと思うわけですね。だから、そういう手続を踏まずに提訴というのはちょっと落ち度があるのではないかと私は考えるわけですが、それはどういうお考えですか。連帯保証人には連絡をせんでええということなのでしょう。本来は連帯保証人に通知し、支払を求めるのが連帯保証人の役割だと思いますが、その点は。今後のこともありますので、しっかりとした正確な答弁を求めたいと思います。

○議長（下元昇君） 税務課長松田好文君。

○税務課長（松田好文君） 一応その方の年代が得ることができる平均の収入以上に、収入があることを既に把握しておりましたので、本人とずっと対応してきたということで、提訴までの経緯について説明させていただきます。

まず平成31年2月1日に住宅に入居しております。その後、滞納が続きましたので、督促状あるいは催告書を定期的に送付しまして、分納誓約も得たところですが、それでも履行しなかったという経過がありまして、令和2年11月13日に町営住宅家賃の滞納がずっと続いておりましたので、同様に滞納していた学校給食費、水道使用料を含めて一括請求の支払督促を須崎簡易裁判所に申し立てたところです。そのときの金額ですが、町営住宅使用料が41万9,000円の未納、学校給食費が4万7,472円の未納、水道使用料が2万698円の未納となっております。

その後、令和2年12月25日に須崎簡易裁判所から相手方に対して支払督促が発送されております。令和3年1月7日には相手方より、月々の分納を希望する督促異議申立てが提出されまして、これにより民事訴訟法第395条の規定により支払督促の申立てのときに訴えがあったものとみなされたため、訴えを提起したということになります。

それから、令和３年１月14日に相手方との面談のため自宅を訪問しました。話し合いによりまして令和３年１月22日までに一括支払を行うという約束がありましたが、１月22日に電話にて支払の延期を申し出て、その際、令和３年１月25日に支払うという約束がありました。

しかし、１月25日になってまた電話にて支払の延期の申出がありまして、それは１月26日に支払いますという約束でしたが、支払がなかったので１月27日に須崎簡易裁判所に訴訟手続費用を納付して、また、この日に専決処分して対応したということですが、実際２月12日に一括の入金がありました。

しかし、例規によりまして、専決処分した以上は議会に報告しなければならないので今回報告したという経緯があります。そういう経過も踏まえて現実的には支払能力があると判断して、本人を相手に対応したということでございます。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 税務課長、私が聞いた答弁にはなっていませんよ。私が言いたいのは連帯保証人をどうして取るのかという問題なわけです。それは行政当局が支払能力があるということとずっと見過ごしてきた。結果、債務者本人には約束しながら払う意思がなかったということは資料を読めば分かりますよ。今の説明、経過は。私が言いたいのは連帯保証人は何のために取るのかという問題なわけです。もう２年以上滞納していれば途中で連帯保証人に、債務者がこういう状態だと、あなたが払う義務がありますよということで、催促、督促をしながら、それでも連帯保証人が払わなかったので提訴するというところでやったら、私は分かるわけです。支払能力がない人については連帯保証人から取る。能力ある人には連帯保証人にも催促もせん。今後のこともありますので、それはちゃんとした答弁をいただきたい。途中で連帯保証人に請求をするのが本来の連帯保証の在り方じゃないでしょうかね。

決して私はこの債務者をかばうつもりはありませんよ。めったにない事例ですので、今後もあった場合にはやはり連帯保証を取っている以上は、それは給食費やほかの水道使用料には連帯保証人を取るわけではありませんが、住宅については必ず連帯保証人を取っているわけです。だから、提訴までにその人に催促をすべきではなかったのかということです。例えば連帯保証人になって、支払能力のある者で連帯保証人になっていてもお金を取られんけん、なろうかなということもあってはいけませんので、連帯保証はどういうものかということをしっかり連帯保証人に分かってもらう必要があるわけです。私も経験

がありますので、私が言いたいのは簡単に連帯保証人になっては駄目だということです。そのための連帯保証人ですので、今回の場合は連帯保証人に連絡してないんでしょう。だから、それは落ち度ではないかということを私は言いたいわけですので、その点、町長なり副町長がしっかりとした見解を求めたいと思います。どうですか。

○議長（下元昇君） 税務課長松田好文君。

○税務課長（松田好文君） おっしゃるとおり、本人が支払わなければ連帯保証人に催促するというのが通例ではありますが、ただ、この間に裁判が挟まったということだと思います。もちろん裁判をして支払えないことが分かれば当然連帯保証人にも請求するわけですが、本人が支払えると私たちは判断しましたので、本人にずっと請求してきたということです。もちろん連帯保証人をつけますけど、本人が払わなかったから、連帯保証人にすぐに行くかというところではない。やっぱり本人の問題ですので、本人が支払うのが本当だと私たちは判断しましたので、その間に裁判が挟まったということになったわけですけど、一応そういう考え方で実施させていただきました。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） それに関連して質問いたします。私は以前に連帯保証人になっておりまして、七、八年前やったと思いますけれども、92万円を請求されたことがあります。高知市に既に転居されておりますA氏という方も同じ連帯責任で、そちらにも92万円の請求が行ったそうです。「岩井さん、どういうことか」というてA氏から電話がありました。ほんで、本人に直接聞きましたら、「担当者と話をしゅう途中で岩井さんに請求が行ったと思います」と言われました。そのことを建設課、忘れましたが、当時の課長でしたけれども、連絡しまして、そうしたらその後、その92万円の請求は取下げになったと思います。そういう経過が1回ありました。参考にまで。

それと、どこかの文書に「和解の条件が適当と認められる条件で和解もあり得る」と表記をしておりましたけれども、適当な条件はどういうことが推定されるのでしょうか。もし分かっておりましたら答弁をお願いいたします。これは、ひょっと裁判所の問題だとは思いますが。

○議長（下元昇君） 暫時休憩にします。

午前9時50分 休憩

午前 9 時52分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま税務課長でこの事実、いわゆる皆さんのお手元にある「適当と認める条件で」はどういったことかという内容なので、間違ったことを言うわけにはいきませんので、今ちょうど税務申告のさなかで職員も大変逼迫しておりますので、後ほど協議して、11番岩井優之介議員にこの本会議場で報告をするということによろしいですかね。

○11番（岩井優之介君） はい、分かりました。

○議長（下元昇君） そしたら後ほど、この件につきましては執行部より答弁をいたしたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

9 番水間淳一君。

○9 番（水間淳一君） 連帯保証人の関係ですが、やはり私債権はいろいろあるわけですが、一般では金銭消費貸借ということもあるし、また手形の裏書とかいろいろあるわけですが、やはり保証人となれば債権者は即請求しても別に構わんですがですね。支払の意思があるかも、ないかも分からんときにはやはり連帯保証人へ先に連絡をして「こうなっていますよ」ということは、やはり通常はそういう手続をするのが本当やないかと思いますので、この件について、副町長なり町長なりの見解を求めたいと思います。

○議長（下元昇君） 税務課長松田好文君。

○税務課長（松田好文君） 議員おっしゃるとおり、本人に支払能力がないかも分からないというときにはそういう形で連帯保証人に請求していくのは通常かと思います。ただ、今回の場合はその間に本人が払えると思ったので裁判が挟まったということです。もちろん、それでうまくいかなければ当然連帯保証人に後々、請求していくということにはなっていたとは思いますが。

○議長（下元昇君） 9 番水間淳一君。

○9 番（水間淳一君） 見解の相違もあるかも知れませんが、やはり連帯保証人というのは、今も言いましたようにいろいろの債権があるわけですが、支払意思が明確でない、定かでないという場合、再三督促しても催促しても返事も分からないと、約束しても、また次から次へ延ばしていくということがあれば、やはり通常は連帯保証人に、こういう状態になっていますよと。あなたが連帯して保証人している方はこういう状況ですよということを、それを伝えてその後の手続に進んでいく。これが行政のやはりサービス業

たところじゃないんですか。これは一般の債権についても、そのような方法で進んでいくんじゃないかと思うわけですが、副町長、見解はどうですか。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 連帯保証人への対応については12番議員、それから水間議員からただいまご指摘がありました。私もそういった手続というのは一定、町として求めるべきでもあろうかと思いますが、ただ、税務課長から答弁申し上げましたように、今回につきまして町はとにかく、再三の請求に対して分納というお答えがありましたけども、町への支払がないということで裁判所に一括の支払をお願いし、それに対して相手方から裁判所に訴えの申出がありましたので、結果的に専決処分という形で事実関係について議会にご報告を差し上げたところであります。

結果的に、課長が申し上げましたように、2月上旬に関係者から支払があったということで、裁判の訴えについては取下げ手続に入るということになろうかと思いますが、なお、これからこういった事案につきましては、今回ご指摘を受けたところを十分に踏まえて対応をしていきたいと思っています。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わりますけれども、先ほど申し上げましたように後で税務課長より報告をさせていただきます。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第4、議案第1号小久保川上池災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結について議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第1号小久保川上池災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、令和元年11月18日に議決をいただきました小久保川上池災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容につきましては、工事施工中の事情変更によるものでございまして、ため池

の底樋及び旧堤体一部の基礎地盤が軟弱であることが判明したため、再度、堤体の安定計算を行いましたところ、安定性の確保が難しいという結果となり、地盤支持力を確保するためセメント系固化材を用いて地盤改良工事を施工するものでございます。また、この地盤改良工事に伴いまして、仮設排水管を撤去する必要性が生じたので、水替えポンプを設置いたします。これらの変更に伴いまして、当初の請負代金額を2,700万5,000円増額する変更契約を締結するものでございまして、変更後の請負代金総額は1億1,137万5,000円となります。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、議案第1号の請負契約の締結の変更内容について伺いしてみたいと思いますが、今回の変更に伴う契約は8,437万円に対して増額が2,700万円。20数%の増額工事契約の変更です。今、町長から変更理由については報告がありましたが、あまりにも増額が大きいと私は判断いたします。軟弱地盤確保のためにということですが、どういう状況で、大体距離にして何mくらいの軟弱地盤があったのかどうか。私は現場も行っていないですが、どうせ掘削途中で、岩盤だろうという想定で組んでいたけれども、掘ってみたら軟弱地盤であったということだろうと思うわけですが、全体がそうなのか、一部のところが軟弱であったのか。もう少し詳しい理由をお知らせください。図面があることは知っていますが、口頭で説明してください。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） お答えいたします。

この軟弱地盤につきましては、底樋、取水管の床掘時に判明したところでございます。この地盤が全体に広がっていることではなくて狭い範囲の谷状、粘質体という軟弱地盤が確認されておりますので、何mかすぐにお答えできないんですけど、その調査に基づきまして対応したということでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 変更理由が主に基礎地盤が軟弱であることが分かったということ

ですね。現場で掘ってみたらそういう状態だったということで変更を加えたんでしょう。当然、 $m^2$ なのか $m^3$ なのか、メートルでいくのか、私は積算の根拠が分かりませんが、メートルも分からないという担当課長の答弁では、この増額は、2,700万円の金額はどういう積算で出したのかですよ。素人の私にも分かるような、およそこればの長さで、 $m^3$ 的にはこればの軟弱土壌であったと説明があれば、そうかなと理解をするわけですが、担当課長が何mかも分かりませんが、積算は2,700万円の増額になりましたということでは、私自身も納得しませんし、ほとんどの方は理解に苦しむのではないかなと。

たいがい図面はいただいていますけれども、私どもには小さい字で、これを見たってどれだけの議員が理解できるでしょうかね。私は理解できません。もう少し詳しい説明をお願いしたい。というのは金額が大きいんですよ。8,400万円に対して2,700万円ですから増額は20数%でしょう。説明があつて、納得して賛成したいなということですよ。よろしく。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） ちょうど手元に内訳書等の資料がございませんので、後でご報告したいと思います。

○議長（下元昇君） 暫時休憩にします。10時15分まで休憩にします。

午前10時05分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） 大変失礼いたしました。お答えさせていただきます。

長さで積算しておりまして、その長さが27m。工法としては柱状改良という工法を選択しまして、筒状のコンクリートを流し込むわけではなく、軟弱地盤にどろどろ状のセメント固化材を攪拌力を持つ特殊重機で強制攪拌し、軟弱地盤に円柱状の改良体を構築するというやり方を選択いたしました。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 決して担当課長を責めるつもりはありませんが、確かに説明資料の中に変更概要図はいただいています。しかし、青線で描いているのは不良土範囲、赤は何なのかも私どもは分からんわけですね。臨時会で議案も少ない提案の中でせめてもう少し

し丁寧な。町長が提案して、どれだけの議員が分かると思いますか、町長。補足説明なりをしっかりさせた上でなら、質問もないかもしれませんよ。もう少し丁寧な説明を。ましてやこれだけの増額変更予算で資料を持ってこん。何か質問もないんじゃないかという勝手に想定して、これだけ時間を取らす。私の責任でしょうか、町長。はっきり言って、違うと思いますよ。

私どもも町長も町民の代表です。私どもには資料があるので若干は分かります。しかし、ケーブルテレビを見ている方はほとんど内容も分からんまま、変更になったと思っただけながですよ。こうだからこれだけの金額になりました、賛同いただきたいと。当初予算の質疑でこまいところを突つかれたら答弁できん場合もあるでしょう。しかし、これだけの議案の中で担当課長が15分も時間を取らせて、答弁を遅らすということでは町長、あまりにも議会に対して軽視してるんじゃないかと私は思うわけですが、最後に町長からの今回のこの議案についての答弁を求めて終わります。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員ご指摘のとおりだと私も思います。こうしたいはずらに時間を費やしたこと、そして本来想定すべき質疑等も含めて、私の指示不足であるということはお断り申し上げたいと思います。早速に今日の庁議の中で、所属長にはしっかり通知をさせていただいて、私自身も全部はできませんけども、そういった視点で現場にも自ら少し問うてみる機会も必要だなと今日、感じました。本当に通るだろうということが想定することは絶対いかんことですけども、しっかり説明ができる資料を持ちながら議会对応させていただきたいと思いますし、今後そういった視点で現場の指揮、管理をやっていきたいと思いますので、改めてお断り申し上げたいと思います。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

5 番緒方正綱君。

○5 番（緒方正綱君） 12番議員と関連質問ですが、今、課長からメートルでの説明がございました。ただ、お答えにはなっていないがです。ただ積算が27mと。そしたら、1 m当たりの単価がどれぐらいになって、それでこの金額出てきたのかということと、それから、これは執行部に対して、町長に対しても申し上げたいんですが、予算の議決をするときに後で説明を申し上げるということは一切やめていただきたい。我々議員は議決というのは納得づくでの議決ですので、議決をした後で説明をいただいても何の意味もないです。その点よろしくお願いします。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 正にご指摘のとおりだと思います。今後においては、しっかり説明ができるような資料を持ち合わせながら、瞬時に議決へ至るように我々も努力をしていきたいと思いますので、改めておわびを申し上げたいと思いますし、今後そういったところは今後の行政推進に当たっていききたいと思いますので、注意していききたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） お答えいたします。

1 m当たり890円の単価でございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私から何点か質問があったところを一括してお答えしたいと思います。

今回、軟弱地盤の改良で底樋全体にくいを打ちます。底樋の中央部分が、1本当たりのメートルは今分らないわけですが、延べ373mのくいの長さになります。それから、周りに全体でくいの延長が683mとなります。そうしたくいを立てて、そこにセメントを流し込んで地盤改良を行うということで、2,000万円を超える増額変更となっております。

それから、併せてお手元に議案説明資料がありますけども、地盤改良で非常に軟弱なところでしたので、水替え費、こちらが約240万円、そういった部分で今回の増額が2,700万円となっているところであります。

以上、概要についての補足説明とさせていただきます。

○議長（下元昇君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 副町長から答弁いただきました。せめてこれぐらいの説明をいただきたいんですよ。メートルで27m、890円、そんな単価があるはずないということは素人でも分かりますので。890円のメートル単価で、先ほど課長答弁は27mとお答えしましたが、掘削の延長が600何mになるとか、そういう説明をいただければこちらでも納得しながら議決に臨めるかと思います。どうもありがとうございます。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより、議案第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号小久保川上池災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてを採決します。

この評決は起立により行います。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

それでは、税務課長より、先ほどの報告第1号の答弁漏れがあったことについての報告をいたします。

税務課長松田好文君。

○税務課長（松田好文君） 報告第1号専決処分の報告について、岩井議員から先ほど「上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解することができる」とあるけど、その適当と認める条件とは何ぞやという質問がありましたが、お答えできませんでしたので、お答えさせていただきます。

それは滞納額が解消できる程度の分納約束があるとか、お互いに納得できる条件が提示された場合ということでございます。

それから、もう一点、水間議員の質問にもちゃんと答えられていませんでしたので、もう一度答弁させていただきます。

質問は連帯保証人にも連絡すべきではないかという質問でしたが、例えば税なら自力執行権が町にありますので、税務課でこういう場合は差押えをすることができるわけですが、私債権についてはできませんので、裁判所に訴えて強制執行してもらおうということになりますので、今回はまずは本人に対して強制執行を行ったということでございます。もちろんその場合、条件に応じて連帯保証人に先に対応していくということもあろうかと思えますし、その後に裁判所に訴えるということもあるとは思いますが、今回の場合は、あ

くまで私たちは徴収できると考えましたので、裁判所で強制執行してもらおうという方法を選んだということでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 以上で追加答弁を終わりたいと思います。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第5、議案第2号学習用タブレット端末及び充電保管庫の売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第2号学習用タブレット端末及び充電保管庫の売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、国が推進しておりますGIGAスクール構想を受けまして、本町においても子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に取り組むため、町内小中学校の児童及び生徒が学習用タブレット端末を1人1台利用できる環境を整備するため、本年度において学習用タブレット端末を800台、充電保管庫26台、購入することとしております。

機器の購入に際しまして、これまで2回の公募型プロポーザルを実施いたしましたが、いずれも提案事業者がなく入札不調となり、その後、県の合同入札において同等端末の落札者である株式会社エレパからの申入れにより協議する中で、本契約を受託する旨の申出がありました。

本件につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に規定されております「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当いたしますので、契約については株式会社エレパとの随意契約といたしまして、学習用タブレット端末及び充電保管庫の金額3,922万円に消費税及び地方消費税392万2,000円を加えた4,314万2,000円をもって売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） この学習用タブレットは個人個人に貸与するということです。児童・生徒は柔軟な頭脳を持っておりまして、恐らく研究すると思います。それで、パソコンについても皆さんも使っていますけれども、奥が深いといえますか、そういうことに対しての教員の対応の仕方をどのように考えているのか。教員の技術力というかスキルアップというか、どのように教育委員会として考えているのか。その点についてお尋ねいたします。

○議長（下元昇君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） 教員の対応、いわゆるスキルアップの件につきましては、我々も懸念しておりまして、教職員のスキルアップを図っていかなければいけないということで、研修等も行っていきたいと考えております。現在ICTの支援員を1名置いています、増員も行い、細かな対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 800台のタブレット端末、充電保管庫を26台を買う予定です。それぞれの台数当たりの単価をお示し願いたいのと、併せて、私はいつも分からないのですが、GIGAという言葉さえ分かりません。スクールは学校でしょう。もう少し括弧書きで日本語でも書いてもらったら質問することもないと思いますが、その説明と併せて、特に私が気になるのは、タブレットは必要だろうと思いますが、しかし、私の孫も非常に視力が悪くなってきています。というのは、携帯、パソコンも含めていろいろスマホでゲームをやったり、ゲーム機で遊んだりということで、多くの児童・生徒が、眼鏡をかけている子どもたちが多くなっています。学校で大体1日当たりどれくらいこのタブレット端末を活用して、子どもたちにGIGAスクール構想を実現しようとするのか分かりませんが、大体本町でのタブレット、どういう形で1日当たりどれくらい利用しようとする計画なのか。そのために800台と26台を買う予定なのか、そこら辺のもう少し詳しい説明をいただけたらありがたいなと思いますので、よろしく。

○議長（下元昇君） 学校教育課長西谷典生君。契約案件ですので単価とかそこらあたりは詳しく言って、GIGAスクールについては端的に答弁をお願いします。

○学校教育課長（西谷典生君）　まず単価ですが、タブレット端末1台当たり4万5,000円。それから充電保管庫は1台当たり25万円で計算をしておったと思っております。若干端数が変わってくるのかなと思っております。

それから、GIGAスクール、なかなか理解がしにくい言葉だと思いますが、全ての人にグローバルで革新的な入り口ということで、英語で言いますと、グローバル・アンド・イノベーション・ゲートウェイといいますか、いわゆる全ての人が革新的なことに取り組んでいけるという意味だと考えております。

今回のGIGAスクールは1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもも含め、多様な子どもたちを誰1人取り残すことなく、公正に個別最適化された資質、能力が一層確実に育成できる教育環境を実現することによってやっておると思っております。

それから、今後どのぐらいの時間を利用するかということなのですが、時間について我々まだ少し、何時間という計算はしておりません。それぞれの科目によっても利用の仕方が変わってくるといいますので、それもまた今後、検討して。先ほど議員心配されましたように、それを見すぎて目が悪くなってもいけませんので、そういったことも配慮しながら、どのぐらいの時間を基準にしていくかも考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（下元昇君）　12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君）　時間を取らせるつもりはありませんが、じゃ具体的に現場で、小学校、中学生にそのGIGAスクール構想は、今説明を受けましたが、横文字で言われてもよう分からんですが、このタブレットを使うことによって児童・生徒が今後どういう学校教育の中で、創造性を育む教育と書いていますけれども、じゃあ具体的にはタブレットでどういう子どもを四万十町教育委員会として、使ってどういう小中学生を育てていこうという、その理想像をちょっと述べてもらえませんか。国が言うけんタブレットを買うたではないと思いますが、本町の児童・生徒にタブレットを活用して、どういう子どもに育てていきたいかという基本的な考え方を教えてください。

○議長（下元昇君）　教育長山脇光章君。

○教育長（山脇光章君）　このICT機材、タブレットを使って効率的かつ効果的な学習指導ができるように研究も進めておりまして今、実際、実験もしております。本町においても既に3分の1の児童・生徒に対してタブレット、そして、ほとんどの教室に電子黒板、

これをうまく活用した今後のデジタル化に向けた効率的な学習指導をしていただき、今後の社会、Society5.0を目指す社会に必要な力を子どもたちにつけていただき、本質的な学びにつながるような学習形態を目指していきたい。子どもたちには今後のデジタル化社会を担う人材に育っていただきたいという大きな目標はございます。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 随意契約の理由で、これまで2回の公募型プロポーザルを実施した結果、いずれも提案事業者がなく入札不調となったということで、公募型プロポーザルを実施した結果ということで、どのようなものであつて、なぜ提案事業者がいなく、入札不調となったと考えられているか、お伺いします。

○議長（下元昇君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） 2回のプロポーザルを行ったということでございます。まず提案型ですので、我々が納入いただく機械と共に今後の保守なんかも提案もいただくという形で、1回目のプロポーザルはタブレット端末と充電保管庫とネットワークの関係の工事を予定してやりました。これは手が挙がりませんでした。県の同様の合同入札に参加しておる業者に理由をお聞きしましたら、1者は工事が年度末までに対応できない。それから、もう1者は他の市町村の契約を抱えておるため物品等には対応できないということでございました。

それで、2回目のプロポーザルは物品だけに絞って提案型のプロポーザルをやったわけです。それにしても今度は、1者は業務仕様書で保守要件というものをつけておりまして、機器納入後の保守サービスに関する見積書の提出も求めておりました。その見積書の提出を求めるときに技術的な問合せとか、あるいはトラブルに関する問い合わせ、いわゆるヘルプデスクというものですが、それに対応する時間が8時半から午後5時までに対応することという条件をつけておりましたので、物品だけを納入できる会社はそのヘルプデスクの時間が会社の業務時間外となりますので、この時間ではちょっと対応できないということもお聞きしましたので、ちょっと手が挙がらなかったと聞いております。

今回、随意契約を行ったものは物品だけということで、保守は少し除いて物品だけの納入ということで、随意契約がもう結んでおります。

以上でございます。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 関連の質問になるんですが、今、村井議員がお伺いした部分で、要するに各町内の学校に一人一人、このタブレットを貸与しながら学習に用立てるということですが、要は、我々もタブレットを今、貸与していただいて使っておりますが、やはり折々不具合が生じたりするケースがあるので、この保守ですね。保守はやっぱり学校単位というのはなかなか難しいと思うので、教育委員会がこの町内全体の学校を網羅した形の保守となると思いますけど、その保守の考え方、今言った保守が含まれてないということであったので、どういう考えを持っているか、それだけ聞いておきたいと思います。

○議長（下元昇君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） 保守につきましては大事なことでございます。物品を安く入れて、保守を高くするということが懸念されますので、保守はなるべく細かく、各学校には対応できる形で考えておりまして、今度、保守契約はまた別に結ぶようになりますけれども、そういったときには特に各学校に細かく対応できる形を盛り込んだ契約書にしたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号学習用タブレット端末及び充電保管庫の売買契約の締結について、を採決します。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第6、議案第3号令和2年度四万十町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第3号令和2年度四万十町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、先の議会12月定例会でご審議いただきました令和2年度一般会計補正予算（第6号）の決定後におきまして、医療従事者等への新型コロナウイルスワクチンの接種について、3月中旬に65歳以上の方への接種券の発送が予定され、また、同時期に医療従事者等への優先接種が計画されるなど円滑な接種体制を確保する必要性が生じたことから、歳出の4款衛生費でワクチン接種委託料200万円、接種券発送準備委託料135万4,000円、並びに予約等相談センター運営委託料705万円を計上したほか、所要の経費を計上しております。

続きまして、ふるさと納税で見込みを超える寄附をいただいたことにより、歳入の18款寄附金でふるさと支援寄附金2億5,000万円を追加計上し、これに伴いまして歳出の2款総務費でふるさと支援基金積立金を同額の2億5,000万円追加計上しております。また、寄附金の増額に伴いまして、寄附者への返礼品代等に不足が生じることになりましたので、ふるさと納税返礼特産品代及びその他の経費についても精査を行いまして、1億1,800万円を追加計上し、併せて、ふるさと支援基金活用事業の見直しを行っております。

以上の結果、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり歳入歳出それぞれ3億8,000万円の追加計上となり、累計予算額は歳入歳出それぞれ216億400万円となっております。

続きまして、繰越明許費の補正でございますが、先ほどご説明申し上げました新型コロナウイルスワクチン接種事業で905万円の追加となり、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しして使用できる経費として、第2表に記載のとおりとなっております。

以上、ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、ただいま提案がありました補正予算について質問してみたいと思いますが、予算書8ページ、委託料の関係です。今回、委託料が1,000万円余り計上されています。新型コロナワクチン接種委託料200万円、新型コロナワクチン接種券発送準備委託料135万円余り、新型コロナワクチン予約等相談センター運営委託料が700万円余りということです。この前の日曜日、厚生労働大臣がファイザー製のワクチンを認可というか、了承されて、医療従事者が接種対象者になっているわけですが、そこで本町の場合、窪川地域は民間病院が何病院かある、大正は町営診療所が1、十和も十和診療所が1ということで、さて、具体的にどういう接種体制が確立されていくのかなと思うわけですが、全体計画を見ると、今月、接種体制の確保、65歳以上への接種券の配付、医療従事者等接種と書いています。

具体的には、まず医療従事者をいつ頃から打っていく、65歳以上はいつ頃から接種するのか、会場はどうなるか。いろいろ課題があると思うんですが、庁内では検討された上で予算計上されていると思うわけですが、もう少し町民にそこら辺の具体的な取組方、例えば窪川では病院でやるのか、それとも集会場なり大きな施設でやっていく計画なのか。大正では診療所主体なのか、体育館等利用するのか。十和については同じような診療所、体育館等を含めて、地域でやるのか。そこら辺のおよその計画と時期がどういう計画になるか。というのは、窪川はそこそこ医師がおられるでしょうが、大正、十和なんか4月以降は確保の可能性はないでしょう。分かりませんが。そこら辺のどういう形で地域の、まずは65歳以上、何月頃、どういう場所で打っていくのかという概略の説明を補正予算の中でしてほしいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（下元昇君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） 接種体制の概略ということと質問がありました。

まず接種体制、ワクチン接種につきましては医師の確保が最優先ということで、現在、医療機関等と調整を行っております。そのため、医療機関との調整を行っているということであり、医師の確保に進む段階で、まだ具体的な協力してくれる医療機関等は決まっていない状況となっております。

そのため、接種会場等について具体的な内容についてはまだ決めておりませんが、四万十町につきましては65歳以上の方が約7,800人いるとなっております。そして、65歳以上

の接種につきましては4月以降順次開始していくということと、厚労省等でも言われているとおり、それを約3か月で接種していくということとなります。その場合、7,800人を3か月で実施するということとなると、またワクチン接種につきましては、このワクチンは2回接種するということで1万5,000回ほどのワクチン接種が必要となっております。そのワクチンを3か月で接種するということになると、1週間当たり1,000人強の接種が必要となっております。そのため四万十町におきましては、65歳以上の方がふだん使っているかかりつけ医で個別接種をやっていただけるように協力を今現在お願いしているところです。

ただ、個別医療機関だけでこれだけの人数を接種するということは不可能ということで、集団接種ということも四万十町では当然考えていかないかん状況となっております。集団接種につきましては、3か月で接種するとなると、毎週土日を使いまして大体700人以上、窪川地区でも打っていけば終わるという計算ですが、まず医師の確保の問題。そして、医療機関につきましても、通常はそれぞれの診療所等で接種を行っているため、土日までの接種ということについては、現在それも検討してもらうようお願いしておりますが、そういうことをまだ調整している段階で住民の皆様にご具体的な内容をお知らせできるような内容は確定していないというのが現状となっております。

そのため、まず今現在、方向性としては、案としましては個別医療機関の個別接種、併せて集団接種というものがあり、毎週接種をしていくということとはしておりますが、具体的な方法等につきましては、今後、協力してくれる医療機関等と調整して決めていく必要があるというふうに考えており、現在言えるのはそういう内容となっておりますので、ご了解をお願いいたします。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 大体計画は分かりましたが、じゃ具体的にはまだ、全国1,700自治体、およそいつ頃ワクチンが届く予定等も一切分からんので、当然医師の確保いうてお医者さんも忙しい中で、計画もない中で、いつからいつまでお願いしますいうてもできんということで一切、ワクチンもいつ来るやら分からん、お医者さんも打ってくれるやどうやら分からんと。しかし、予算だけは国の予算ですので、予算組んじょくかという状況であるということですね、恐らく。はい、分かりました。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号令和2年度四万十町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。11時15分まで休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

○副議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長を交代しました。私が議長の職務を執り行います。

ただいま、議長下元昇君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

○副議長（緒方正綱君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、下元昇君の退場を求めます。

〔16番下元昇君 退場〕

○副議長（緒方正綱君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（長谷部卓也君） それでは、議長より提出されました辞職願を朗読します。

令和３年２月16日。

四万十町議会副議長緒方正綱様。四万十町議会議長下元昇。

辞職願。

この度、申合せにより議長を辞職したいので、許可されますようお願い出ます。

以上です。

○副議長（緒方正綱君） お諮りします。

下元昇君からの議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、下元昇君の議長の辞職を許可することに決定しました。

下元昇君の除斥を解きます。

〔16番下元昇君 着席〕

○副議長（緒方正綱君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第２として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第２として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時29分 再開

○副議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○副議長（緒方正綱君） 追加日程第２、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（緒方正綱君） ただいまの出席議員数は16名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番古谷幹夫君及び14番村井眞菜君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（緒方正綱君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（緒方正綱君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（緒方正綱君） 異常なしと認めます。

記入が終われば順次投票を行いたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副議長（緒方正綱君） それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔点呼・投票〕

○副議長（緒方正綱君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（緒方正綱君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

4番古谷幹夫君及び14番村井眞菜君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（緒方正綱君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち味元和義君9票、

堀本伸一君 7 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、味元和義君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（緒方正綱君） ただいま議長に当選されました味元和義君が議場におられます。会議規則第33条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

味元和義君、議長当選の承諾並びにご挨拶をお願いします。

味元和義君。

○8 番（味元和義君） 皆さんのおかげで議長をやることになりました。公約で言ったとおり、皆様が町民のために動きやすい議会になるように一生懸命頑張ります。そして、執行部の皆様には町民のため、そのために議会と共々に一緒にやってもらいたいと思います。これからまだまだコロナがいつ終息するかは分かりませんが、コロナの中でもできる議員活動、やはり個々の議員が住民の皆様の意見をよく聞き、皆様の声を町政にという考えで十分にこの議場で一般質問、質疑等で活躍してもらうことをお願いいたしまして、私の議長としての挨拶を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（緒方正綱君） これで議長の職務は全て終了しました。

議員各位のご協力に感謝をし、お礼申し上げます。誠にありがとうございました。

それでは、新議長と交代をいたします。

これより暫時休憩します。

午前11時45分 休憩

午前11時47分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第 3 として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第 3 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 追加日程第3、議席の一部変更を行います。

議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の変更をします。議長の議席を16番に、下元昇君の議席を8番に変更します。

ただいまの決定議席にお移り願います。

ただいまより暫時休憩します。11時55分まで休憩をします。

午前11時48分 休憩

午前11時55分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、副議長緒方正綱君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 追加日程第4、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により緒方正綱君の退場を求めます。

〔5番緒方正綱君 退場〕

○議長（味元和義君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（長谷部卓也君） それでは、副議長より提出されました辞職願を朗読いたします。

令和3年2月16日。

四万十町議会議長味元和義君様。四万十町議会副議長緒方正綱。

辞職願。

この度、申合せにより副議長を辞職したいので、許可されますようお願い出ます。

以上です。

○議長（味元和義君） お諮りします。

緒方正綱君からの副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、緒方正綱君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

緒方正綱君の除斥を解きます。

〔5 番緒方正綱君 着席〕

○議長（味元和義君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時58分 休憩

午後0時03分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 追加日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（味元和義君） ただいまの出席議員数は16名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番武田秀義君及び15番橋本章央君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（味元和義君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（味元和義君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔点呼・投票〕

○議長（味元和義君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

6 番武田秀義君及び15番橋本章央君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（味元和義君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち酒井祥成君10票、中屋康君 6 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、酒井祥成君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（味元和義君） ただいま副議長に当選されました酒井祥成君が議場におられます。会議規則第33条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

酒井祥成君、副議長当選の承諾並びにご挨拶をお願いします。

酒井祥成君。

○1 番（酒井祥成君） 皆さん、大変ありがとうございました。副議長として先ほど申し上げましたように、議長の補佐役としてその職を全うしてまいりたいというふうに思っ

おります。選挙というのは慣れたようでなかなか大変なことではございまして、今回、なかなかこの年になってもまだ胸の鼓動を感じているような次第でございまして。今回、これからの残り2年間、本当に町政の発展のために一生懸命尽力をしてみたいと思いますし、また、町民福祉の向上に向けて一生懸命取り組んでみたいというふうに考えております。どうか今後とも皆様方のご指導ご鞭撻を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（味元和義君） これで副議長の選挙を終わります。

暫時休憩します。午後2時までとします。

午後0時17分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第7、四万十町議会各常任委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

四万十町議会各常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

名簿を読み上げます。

総務常任委員会委員、緒方正綱君、中屋康君、岩井優之介君、村井眞菜君、橋本章央君、味元和義君。教育民生常任委員会、古谷幹夫君、武田秀義君、水間淳一君、田邊哲夫君、堀本伸一君。産業建設常任委員会、酒井祥成君、槇野章君、林健三君、吉村アツ子君、下元昇君。広報広聴常任委員会、槇野章君、林健三君、古谷幹夫君、緒方正綱君、武田秀義君、中屋康君、岩井優之介君、村井眞菜君。

以上を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会各常任委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後2時02分 休憩

午後 2 時03分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 8、四万十町議会運営委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

四万十町議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

議会運営委員会委員、林健三君、古谷幹夫君、緒方正綱君、吉村アツ子君、中屋康君、田邊哲夫君、橋本章央君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会運営委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 2 時04分 休憩

午後 2 時04分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 9、四万十町都市計画審議会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

本件につきましては、お手元に配付しました名簿のとおり指名及び推薦をしたいと思います。

四万十町都市計画審議会委員、林健三君、吉村アツ子君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付しました名簿のとおり指名及び推薦することに決定しました。

暫時休憩します。ただいまより 20 分まで休憩します。

午後 2 時05分 休憩

午後 2 時25分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、町長より同意第1号監査委員の選任についてが提出されました。

お諮りします。

同意第1号は緊急を要するものと認め、日程に追加し、第1号の追加2として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号監査委員の選任については、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、第1号の追加2として直ちに審議することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 追加日程第1号の追加2、同意第1号監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法117条の規定により水間淳一君の退場を求めます。

〔9番水間淳一君 退場〕

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第1号監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

議員のうちから選任された監査委員堀本伸一氏から、令和3年2月16日をもって辞職したい旨の申出があり、これを承認したことに伴いまして、その後任として水間淳一氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

水間淳一氏におかれましては、これまでの議員生活、あるいは自らの職業をもって、監査委員としての最適任者であるというふうに考えておりますので、是非皆さん方の同意を求めたく、お願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

同意第1号は質疑、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより同意第1号監査委員の選任についてを採決いたします。

水間淳一君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、水間淳一君を選任する件は、これに同意することに決定いたしました。

水間淳一君の除斥を解きます。

〔9番水間淳一君 着席〕

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第10、閉会中の継続調査申出書の件についてを議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和3年第1回四万十町議会臨時会を閉会します。

午後2時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

四万十町議会旧議長

令和 年 月 日

四万十町議会新議長

令和 年 月 日

四万十町議会旧副議長

令和 年 月 日

四万十町議会議員

令和 年 月 日

四万十町議会議員